

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十二月二十五日 奈良県指令郡土第二一―三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年四月九日郡土第五三七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年四月九日郡土第一六五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田井庄町七二一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路一丁目一〇番五〇号協栄ビル

株式会社協栄ホーム 代表取締役 久保西勇治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市田井庄町七二一番の一部

下水道 天理市田井庄町七二一番の一部

一 許可番号

平成二十六年十二月二十五日 奈良県指令郡土第二一―三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年四月九日郡土第五三八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年四月九日郡土第一六六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田井庄町七二六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路一丁目一〇番五〇号協栄ビル

株式会社協栄ホーム 代表取締役 久保西勇治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市田井庄町七二六番の一部

下水道 天理市田井庄町七二六番の一部